農 地 転 用 許 可 申 請 添 付 書 類

	書 類 名	部数	備 考
1	申請書	3	各申請書に認印又は自筆署名。本人又は行政書士等 資格のある方が申請可。
2	土地全部登記事項証明書	2	法務局の証明があるもの。(うち1部はコピー可)提出の日からさかのぼって3ヶ月以内のもので内容が変更されていないこと。(権利者の住所が現住所と違う場合はそれがわかる住民票、戸籍附表等を添付)
3	公図の写し	3	法務局の証明があるもの。(うち2部はコピー可) (申請地を朱で囲み、周辺の登記地目、現況地目を記 入してください)
4	付近の見取り図	3	現場へ行けるもの。 申請地を赤で記入。
5	位置図	2	多治見市全図等(2万分の1~2万5千分の1)(現地が記載されている部分があればよい。A4~A3サイズ程度)
6	配置図(土地利用計画図)	3	計画区域全体のもの。計画の一部の場合は申請地の 位置を示す。 敷地と道路の関係がわかるもの。(道路の種別・幅員・ 排水先等記入のこと) 建築物で2階建以上の場合は立面図も添付。(設計士 作成の設計図の場合、作成者の押印が必要です。欄外 参照)
7	個人の住民票	2	個人の場合、譲受人(借人含む)のもの(5条のみ)
8	法人登記事項証明書及び定款	各2	法人の場合、譲受人(貸人含む)のもの(5条のみ)
9	請書又は誓約書	各1	申請人(事業計画者)が、確実に転用の目的を行うこと を宣言するもの。
10	資金証明書	1	金融機関の残高証明書、融資証明書のほか、預貯金通 帳の写し(許可を申請する者のものに限る。)
11	都市計画法第29条開発許可 書 (写し)	1	都市計画法第29条開発許可に該当の場合許可時に見せていただき、確認後、こちらでコピーします。併せて農転の許可書をお渡しします。
12	遺産分割協議書等	1	相続未登記等の場合
13	委任状	1	行政書士に手続きを全権委任する場合
14	許可書受領の委任状等	1	代理で受領される場合(家族含む)(13の場合は不要)

- ※4条申請:本人が転用(農地以外の目的に)するとき。
- ※5条申請:本人以外に所有権・使用貸借権・賃貸借権の権利が移るとき。(所有権移転で、共有者がある場合は持分を記載すること。)
- ※転用の理由等により上記以外の書類が必要となることがあります。(<u>農地以外の目的に利用されている、造成されている等の場合は**始末書**が必要です。</u>また、一時転用では、農地へ戻す計画書が必要となります。)
- ※開発では、過去3年以内の農地転用、地目変更は、開発面積として合算されます。(開発許可非該当の場合は理由を明記(造成なし等)してください。)
- ※太陽光発電設備設置の場合は、メーカー、1枚のサイズ、ワット数、枚数、総発電量を記入して下さい。
- ※許認可を必要とする施設の目的で転用する場合は、官公庁等の許認可の写しを添付。
- ※転用の制限:小作(賃貸借、使用貸借等)のある土地。取得して3年未満(相続以外)の農地。
- ※添付部数複数の場合は正本に原本、控本に写しを添付してください。
- ※納税猶予者、経営移譲年金者の場合は権利を喪失しますのでご注意ください。

士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

- 行政書士法 抜粋
- 第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。(後略)
- 建築士法 抜粋 第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行つた場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築